

令和5年第3回清瀬市農業委員会会議録

令和5年3月23日午前9時00分から午前9時55分、清瀬市役所において、清瀬市農業委員会を開始した。

- 1 出席委員
- | | | | | | |
|--------|--------|-------|------|-------|--|
| 会 長 | 第9番 | 松村 俊夫 | | | |
| 会長職務代理 | 第3番 | 小寺 正明 | | | |
| 第1番 | 村野 和博 | | 第2番 | 西川 幸広 | |
| 第4番 | 齊藤 正樹 | | 第5番 | 金子 住晴 | |
| 第6番 | 並木 浩 | | 第7番 | 石井 啓介 | |
| 第8番 | 増田 武 | | 第10番 | 内野 悦二 | |
| 第11番 | 横山 眞一 | | 第12番 | 村野 正明 | |
| 第13番 | 後藤 由美子 | | 第14番 | 金子 廣明 | |

2 議長 松村 俊夫(会長)

3 書記 戸野慎吾・中野正明・山下航平

- 4 付議事項
- (1) 相続税納税猶予制度に関する「適格者証明願」について
 - (2) 相続税納税猶予制度に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
 - (3) 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について
 - (4) 農地法に基づく届出について〔4条関係〕
 - (5) 農地法に基づく届出について〔5条関係〕
 - (6) その他

議 長 桜もほぼ満開で良い気候になりました。コロナも大分落ち着きましてマスク着用も基本的に自己判断となりましたが、今しばらく当委員会は、マスク着用で会議を進めたいと思いますのでご協力お願いいたします。

皆さん定刻になりましたので、令和5年清瀬市第3回の農業委員会を始めたいと思います。

本日は、委員14名中14名の出席となっております。会議規則第6条の規定により過半数を満たしておりますので、本日の総会は成立いたします。会議を開催するにあたり議事録署名委員を指名させていただきます。

第14番の金子廣明委員、第1番の村野和博委員、となっております。よろしくお願いいたします。

議案第1号 相続税納税猶予制度に関する適格者証明願についてを議題とさせていただきます。事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。議案第1号 相続税納税猶予制度に関する適格者証明願の説明をいたします。農地を相続した場合、農業経営の継続の支援をするため、税務署で相続税納税猶予制度を申し込む際に必要となる証明書です。申請は1件です。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

土地の表示 竹丘三丁目1550番4、地目 畑、地積 1,983㎡。以上でございます。

議長 只今、事務局で朗読説明がございました。現地調査に行った横山委員と石井委員より1件目の報告をお願いします。

横山委員 3月3日に、私と石井委員と事務局の山下さん、申請者と代理人で現地調査を行いました。対象農地の半分については麦が植えられており、残りは綺麗にトラクターで耕耘されておりました。この農地につきましては測量が入っており、境界に石が打ってありました。かさ上げした所がありそのために従来あった石が分かりづらくなっていたので、測量し直し、分かりやすい所に打ち直したようです。また、ご本人様からトイレを作りたいとの希望があり、それにつきましては山下さんより、できない旨をお伝えしました。全体的には問題ありません。

石井委員 横山委員と同様で問題ないと思います。

議長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますか。

委員 異議なし

議長 それでは承認させていただきます。
議案第2号 相続税納税猶予制度に基づく、「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」についてを議題とさせていただきます。農業委員会会議規則第10条、委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者の事項については、その議事に参与することができないということになっておりますので、小寺職務代理はしばらくの間、退室をお願いします。

～小寺職務代理退室～

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは相続税納税猶予制度を適用された方が、3年ごとの報告を税務署に行う際に必要な書類になっております。申請は4件ですが先に2件目を説明いたします。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。
2件目 申請年月日 令和5年3月3日、申請回数3回目。
以上でございます。

議 長 現地調査に行った横山委員より2件目の報告をお願いします。

横山委員 3月13日に事務局の保原さんと現地調査を行いました。
全く問題ありません。

議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますか。

委 員 異議なし。

議 長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。小寺職務代理の入室を許可します。

～小寺職務代理入室～

議 長 それでは事務局より続けて説明をお願いします。

事務局 はい。続けて朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。
1件目 申請年月日 令和5年2月15日、申請回数10回目。
3件目 申請年月日 令和5年3月6日、申請回数9回目。
4件目 申請年月日 令和5年3月10日、申請回数5回目。
以上でございます。

議 長 只今、事務局で朗読説明ございました。担当地区の委員さんが現地を確認しておりますので、報告をお願いします。1件目、並木委員よりお願いいたします。

- 並木委員 2月24日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。自宅前で直売をしております、少量多品種を栽培しており、畑も綺麗に耕作されており、問題ありません。
- 議 長 3件目、増田委員よりお願いいたします。
- 増田委員 3月9日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。新しい道が出来ており、畑が分断されておりましたが、双方とも綺麗に耕作されており、そのほか1ヶ所も綺麗に耕作されておりましたので問題ないと思います。
- 議 長 4件目、横山委員よりお願いいたします。
- 横山委員 3月17日に事務局の山下さんと現地調査を行いました。対象農地は2ヶ所に分かれており、1ヶ所はうどん用の小麦が植えられておりました。もう1ヶ所は雑草が生えておりましたので、事務局より管理するように指導してもらいました。
- 事務局 耕作の管理のお願いの連絡をいたしましたが、昨日の時点ではまだできておりませんでした。今月中に行うとの話でしたので、管理された状態になってからもう一度現地調査を行い、問題がなければ証明書を発行したいと考えております。
- 議 長 只今担当委員より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。
- 委 員 4件目は農地パトロールに行くと草が頻繁に伸びているところなのですが、これはどうなのでしょう。納税猶予がかかっている中で生産できる状態、すぐに播種できる状態にしておかないといけないのではないかと思います。今後農地の管理が行われていなければ認められないという方向で文書を出すとかはないのですか。
- 議 長 「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」については、証明書を出さないと、税務署がすぐ期限の確定を入れてしまいます。そうしますと遡っての本税+利子税で農家にとっては大変大きな影響が出るはずです。そのためにも証明書は慎重に発行しなければならぬと思われま。

委員 補足させていただきますと、家庭の事情により、この畑につきましてはご本人も綺麗にしたいとの意向があったものの時間的に余裕がなくとのお話もありましたので、山下さんに連絡してもらい、なるべく早く行うようにと伝えてもらいました。もう1ヶ所につきましては、きちんと小麦が植えてありまして畑として成り立っているという見識でおりました。

議長 事情もある程度考慮する必要もあると思います。ここ何年か農地パトロールで引っかかっていた場所でもありますので、事務局から再度確認していただき、6月の農地パトロールの段階で改善されていないようであれば、少し厳しい内容の文書で指導する必要があると思います。どうでしょうか。

委員 良いと思います。

議長 地元の委員さんもなるべくご本人のためですので、出来る範囲で管理をするようにお伝えしていただければと思います。よろしく願いいたします。他に何かありますか。

委員 異議なし。

議長 それでは承認させていただきます。
議案第3号、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づく計画審査について」を議題とさせていただきます。それでは、事務局より説明朗読をお願いいたします。

事務局 こちらは生産緑地に限り貸借を可能にする法律でございます。また期間満了になると、自動更新がされることはなく権利が終了し、所有者へ農地が戻ります。申請は1件ございます。申請者の住所氏名は省略させていただきます。
土地の表示：上清戸二丁目650番1、地目 畑、地積 703㎡のうち148.8㎡。
権利の種類 使用貸借、権利の始期、令和5年4月1日、存続期間2年。以上でございます。

議長 現地調査に行った横山委員、斎藤委員より1件目の報告をお願いいたします。

横山委員 3月13日に斎藤委員と事務局の保原さんと現地調査を行いました。申請者は農家ではなく、多肉植物の育種からはじまり、

生産販売を行っております。自宅敷地内で1,200～2,000株程度栽培しているそうです。今後本格的に育種家として営農を行うため、この貸借によって50㎡のビニールハウスとその周辺の畑を含めた農地で生産を行いたいということです。ハウス周囲の農地は鉢上げ作業やトレイを並べて日に当てるなどの使用目的にしているそうです。都市農地における耕作の事業内容法第45条第3項第1号関係について、多肉植物は大きな面積を必要とせず、小規模な施設で生産性の高い農業経営を行い、付加価値の高い独自品種の育成を行うなど都市農業の振興を図るのにふさわしい農産物の生産であり、都市農地における事業の内容について第4条第3項3番、地域の特性に応じた作物の導入、先進的な栽培方法など都市農業の振興を図るのに相応しい農作物の生産を行うという項目に該当すると考えられますので、よろしいかと思えます。

齊藤委員 同意見です。現地は綺麗に片付けられており、大丈夫だと思われれます。

横山委員 補足ですが、貸される方の農地に10mほどのハウスがあるのですが、それが50㎡に入ってしまった、ビニールハウスは少し破れておりましたが、直すと思えます。夏は日除けのための遮光ネットも張りたいということも言っておられました。多肉2種類の品種を交配させ新しい品種を作りそれを自分で売りたいという話をされておりました。

議 長 暖房設備などはどうですか。多肉植物は暖房を入れないと凍結したら終わりですから、設備がないとかなり厳しいと思われれます。

委 員 当初ハウスだけのつもりだったそうなのですが、それでは足りないだろうということで地続きの所も申請という運びになったようです。暖房設備については伺っておりません。

委 員 新規就農者ですか。

事務局 はい。本格的に就農されるそうなので、新規就農者です。

委 員 前年度も収益があったのですよね。

事務局 販売実態は扶養範囲内であつたらしいのですが、本格的に就農

するにあたり、扶養範囲を外す考えもあると思います。

議長 現物は相当あるのですか。

事務局 自宅に訪問させていただいた際に確認させていただいたところ、駐車場と1階の部屋、ベランダで栽培されており、居住スペースが2階のみになっておりました。それでも置ききれなくなり、今回の農地の貸借に至っております。

委員 農地の使用貸借の面積の制限はないのですか。

議長 下限面積はありませんので問題ありません。種類が使用貸借ですので、万が一の場合でも解約できます。借主が、的確に使用していただければ大丈夫だと思います。

委員 年間の就農労働時間は大丈夫なのですか。

事務局 年間150日以上が要件なのですが、申請者自身は少なくとも200日以上営農されるそうです。都市農地円滑化法については1年ごとに使用状況を市町村に届け出るようになっておりますので、そこで営農状況等においては確認がとれます。その点は問題ないと思います。

議長 この場合は使用貸借で使われる農地に関してですね。自宅は別のものになります。1年後に現地を確認していただくという内容ですね。今後、新規就農の形態で趣味を広げるような方の貸借円滑化というのが出てくると思います。その際の扱いとして、基本的に使用貸借で、ご本人を確認する。貸主借主の内容的なものの理解が出来ているかどうか、そこが、我々の仕事としては重要になってくるのかなと思われま。

委員 貸借の期間は5年以内ですか。

事務局 はい。5年が上限です。

委員 期限が2年でしたら多肉植物を育てるには期間が短いと思いましたが、それなら大丈夫ですね。

議長 貸主にとっても最初から5年は少し厳しいかと思われたのだと思います。様子を見て上手に使ってくれているのなら更新して

いく形でいけばよろしいと思います。1年後にまた確認とりますので大丈夫だと思います。

委員 基本的に土地農地貸借円滑化法で、家庭菜園で借りるのは対象外ですね。農業経営をしたい方の法律だと解釈しております、それで新規就農者となりますよね。

議長 そのとおりです。売上の報告など1年毎に確認いたします。

委員 今後家庭菜園の延長の方がいらした時などに備えて線引きをしっかりと決めておいた方がよろしいと思われま。

事務局 貸借で借りた農地で出来た作物の5割以上の販売、販売先などをしっかり提出していただきますので、家庭菜園の方には難しいと思います。

委員 はい。了解しました。

議長 只今担当委員及び事務局より説明がございました。各委員何か質問はありますでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは、異議なしということで承認させていただきます。議案第4号、農地法に基づく届出「4条関係」についてを議題とさせていただきます。農地法第4条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第4条1項8号の規定による自己による農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は1件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。2月11日から3月10日までの受付分となっております。土地の表示 野塩五丁目208番16、地目 畑 地積 137㎡、転用の目的 住宅用地、2月20日受付、2月28日処理。以上でございます。

議長 質問等はございますか。

委員 異議なし。

議 長 以上が4条の報告です。
議案第5号、農地法に基づく届出「5条関係」についてを議題とさせていただきます。
農地法第5条の専決処理報告を事務局より、お願いします。

事務局 はい、それでは農地法第5条第1項第7号の規定による権利移動を伴う農地転用の届出、専決処理報告をさせていただきます。届出は2件です。届出者の住所氏名等は省略させていただきます。2月11日から3月10日までの受付分となっております。

1件目 土地の表示 梅園三丁目1609番26、地目 畑、地積 120㎡。転用の目的 戸建建築、3月3日受付、3月10日処理。

2件目 土地の表示 竹丘二丁目1506番28、地目 畑、地積 64㎡。転用の目的 戸建販売、3月6日受付、3月10日処理。以上でございます。

議 長 質問等がございますか。

委 員 異議なし。

議 長 以上が5条の報告です。
議案第6号、その他を議題とさせていただきます。
(1) 生産緑地の買取申出に係る農業委員会への協力について。事務局で朗読説明をお願いします。

事務局 はい、朗読させていただきます。申請者の住所氏名等は省略させていただきます。

買取希望所在地 清瀬市下清戸四丁目676番1、地目 畑、地積 234㎡、他4筆、合計 1,645㎡。以上でございます。

議 長 これは生産緑地の買取申し出に係る協力依頼という形でございます。これは協力ですので、希望される方がいれば、事務局に一報をお願いします。

(2) 耕作証明について事務局で説明朗読をお願いします。

事務局 こちらは、申請者が他市の農地を取得するため必要な書類として申請がございました。

土地の表示 清瀬市下清戸四丁目709番5、地目 畑、

地積 2,578㎡ 他17筆、合計23,098㎡。以上でございます。

- (3) 清瀬市農業委員会が保有する個人情報保護等に関する規程の廃止について。事務局で朗読説明をお願いします。

事務局

はい。個人情報の取り扱いですが、行政機関、民間などそれぞれ規程を設定していたところですが、清瀬市を例にいたしますと、職員用、農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会など、清瀬市の中でも個人情報に関する規定がいくつも出来上がっている状況がありました。令和3年5月に制定されました個人情報の保護に関する法律の開始に伴いまして一律に取り扱いがこの法律で規定されることになりました。そのために12月の議会で現行の個人情報の保護に関する条例を廃止いたしまして、新しく清瀬市個人情報保護施行条例が新たにできあがりしました。それに伴いまして、農業委員会で規定されておりました委員会が保有する個人情報保護等に関する規程、こちらにつきましては廃止いたしまして、清瀬市個人情報保護施行条例に全て統合する形になります。以上でございます。

事務局

- (4) 会議の報告について。

① 東京都農業会議第132回通常総会。

令和5年3月16日（木）午後2時より、ホテルエミシア立川で行われました。参加者は私と事務局です。事務局長お願いします。

事務局長

令和5年度の事業計画、収支予算令和6年度東京都の農業施策に対します意見の提出など計7件について協議が行われましたが、全て承認されたところでございます。先程冒頭で会長からのご報告がございました通り農業会議の角田専務理事が今月末で退職されるとのことでご挨拶があったところでございます。以上です。

会 長

補足ですが、各区市に対しまして、生産緑地の農地バンクの設置をするための資金としてあらたに940万円が予算化されました。また、現状調整地の東京都知事に対する質問は別個に東京都の農政課の職員と農業会議が現地確認をしておりましたが、2年後には農地の中間管理機構が全部総括して行うという形で東京都農業会議では現在松澤部長が代表を務めておりますが、中間管理機構が知事諮問それから農地の貸借中間管理業務全てを行う形で2年後には新たにスタートするそうです。今年

の4月から新たに職員を中間管理機構に配置することが決定しました。

(5) 会議の日程について

① 清瀬市農畜産物品評会実行委員会。

令和5年3月23日(木)午後2時00分よりコミュニティプラザひまわりで行われます。参加者は、農業委員、事務局、農畜産物品評会実行委員です。

② 北多摩地区農業委員会連合会監事会・理事会。

令和5年4月11日(火)午後1時10分より清瀬市役所で行われます。参加者は、私と事務局です。今回は理事かいに置いて令和4年度の収支決算並びに5月16日に行われます北多摩地区農業委員会連合会50周年記念式典の最終的な内容を詰める会議となっております。

③ 第3回清瀬市農業委員会。

令和5年4月25日(火)午前9時00分より清瀬市役所で行われます。参加者は、農業委員、事務局です。

以上が会議等の日程でございます。

全体を通して質問等はございますか。

委員

特にありません。

事務局

事務局はありません。

議長

特にないようですので、終了したいと思います。

職務代理

慎重審議ありがとうございます。以上をもちまして、第3回清瀬市農業委員会閉会致します。お疲れ様でした。

以上会議の顛末を記載し相違ないことを証する為、これを署名捺印する。

議 長

署名委員(第14番)

署名委員(第1番)

